

届出制手数料に係る手数料表

当社は、職業安定法に基づき、下記のとおり手数料を定めております。

個々の職業紹介における手数料については、契約書でご確認ください。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
1. 求人・求職の申込みを受けた 求人者・求職者に提供する紹介 サービスおよびこれに付随する サービス	1. 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間 賃金の 30%とします。 なお、上記を基準に求人条件その他の状況により求人 者と特別に合意した場合は、その金額とします。 手数料の負担者は求人者とします。
	2. サービスを提供した場合における当該求人の年間 想定賃金を基準に、1. の金額を上限として求人者と 合意した金額とします。 手数料の負担者は求人者とします。
2. 特定の条件による求職者の開拓や そのための調査・探索およびこれに 付随するサービス	1. 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間 賃金の 30%とします。 なお、上記を基準に求人条件その他の状況により求人 者と特別に合意した場合は、その金額とします。 手数料の負担者は求人者とします。
	2. サービスを提供した場合における当該求人の年間 想定賃金を基準に、1. の金額を上限として求人者と 合意した金額とします。 手数料の負担者は求人者とします。

※1. 年間賃金には各種手当（家族手当、住宅手当、その他固定的に支払われる手当。但し、通勤手当、時間外・休日・深夜労働手当等は含まず）と前年実績分賞与を含みます。

※2. 労働契約における契約期間が 1 年に満たない場合は、契約期間を 1 年間とした場合の年間想定賃金を算定基礎とします。

※3. 上記手数料に消費税は含まれておりません。請求時に別途加算させていただきます。

許可番号 紹介：13-ユ-010571

株式会社テクノ経営総合研究所

東京都千代田区九段北 4-1-7 九段センタービル 1F

届出制手数料に係る手数料表

当社は、職業安定法に基づき、下記のとおり手数料を定めております。

個々の職業紹介における手数料については、契約書でご確認ください。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
2. 求人・求職の申込みを受けた 求人者・求職者に提供する紹介 サービスおよびこれに付随する サービス	1. 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間 賃金の 30%とします。 なお、上記を基準に求人条件その他の状況により求人 者と特別に合意した場合は、その金額とします。 手数料の負担者は求人者とします。
	2. サービスを提供した場合における当該求人の年間 想定賃金を基準に、1. の金額を上限として求人者と 合意した金額とします。 手数料の負担者は求人者とします。
2. 特定の条件による求職者の開拓や そのための調査・探索およびこれに 付随するサービス	1. 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間 賃金の 30%とします。 なお、上記を基準に求人条件その他の状況により求人 者と特別に合意した場合は、その金額とします。 手数料の負担者は求人者とします。
	2. サービスを提供した場合における当該求人の年間 想定賃金を基準に、1. の金額を上限として求人者と 合意した金額とします。 手数料の負担者は求人者とします。

※1. 年間賃金には各種手当（家族手当、住宅手当、その他固定的に支払われる手当。但し、通勤手当、時間外・休日・深夜労働手当等は含まず）と前年実績分賞与を含みます。

※2. 労働契約における契約期間が1年に満たない場合は、契約期間を1年間とした場合の年間想定賃金を算定基礎とします。

※3. 上記手数料に消費税は含まれておりません。請求時に別途加算させていただきます。

許可番号 紹介：13-ユ-010571

株式会社テクノ経営総合研究所

大阪府大阪府中央区内平野町2-3-14 ライオンズビル大手前4F